法務省における対応状況

1.特区として実施する事項

<u>外国人IT技術者の在留期間の上限の引き上げ(3年 5年)</u> 外国人IT技術者について特別の在留資格を設け,特区内の事業所においてIT技術者として働く外国人に,一定の要件の下に当該在留資格を付与するとともに,その在留期間を5年とする特例措置を講ずる。

夜間大学院留学生に対する「留学」の在留資格の付与

現在, 専ら夜間に通学する場合は「留学」の在留資格での受入れを認めていないが,特区内の夜間大学院に入学して教育を受ける外国人について, 一定の要件の下にその特例を認める。

「研修」の在留資格に関する受入れ人数枠の拡大

特区内の中小企業が研修生を受け入れる場合について,一定の要件の下 に受入れ人数の制限を緩和する特例措置を講ずる。

2.全国で実施する主な事項

弁護士の兼業禁止の緩和

弁護士の公務就任制限の撤廃,営利業務への従事の許可制から届出制への移行等を内容とする「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案(仮称)」(司法制度改革推進本部が今国会に提出予定)により改正予定。

<u>ソムリエに関する「技能」の在留資格要件の緩和(経験要件</u> 10年 5年)

ソムリエについての「技能」の在留資格に関する上陸許可基準を,国際的な規模で開催される競技会において受賞した者等について,現行10年の経験年数要件を5年に短縮する。

日本の医師免許を有する外国人医師に関する「医療」の在留 資格要件の緩和__

日本の医師免許を取得した外国人医師の「医療」の在留資格に関する上陸許可基準を,医師の確保が困難な地域について,「診療所」における診療に限定されているものを「病院」にも拡大する。